

入管庁警第75号  
令和2年4月27日

入国者収容所長 殿  
地方出入国在留管理局長 殿  
地方出入国在留管理局支局長 殿

出入国在留管理庁長官 佐々木 聖子  
(公印省略)

現下の新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえた仮放免の運用について  
(指示)

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、緊急事態宣言が発せられる一方、各国の入国制限等により、送還による出所が減少するなどしている現下の状況に鑑みれば、仮放免の活用により被収容者の数の抑制を図ることが重要となっています。

このため、当分の間、収容人員抑制のための方策として、仮放免をより積極的に活用することとし、下記の考え方に基づく対応を執るよう指示します。

記

- 1 [redacted]特に仮放免が不相当である事情[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]のないものについては、[redacted]  
[redacted]仮放免相当と判断される場合には速やかにこれを許可すること。
- 2 [redacted]  
[redacted]  
[redacted]
- 3 [redacted]  
[redacted]